

議第 57 号

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年 4 月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>401</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u>（2）</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3（<u>3</u>）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668（<u>33</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>401</u>	議会の事務部局	<u>4</u> （2）	選挙管理委員会の事務部局の項（略）		監査委員の事務部局	3（ <u>3</u> ）	教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）		合計	668（ <u>33</u> ）	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>402</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u>（2）</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3（<u>1</u>）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668（<u>31</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>402</u>	議会の事務部局	<u>3</u> （2）	選挙管理委員会の事務部局の項（略）		監査委員の事務部局	3（ <u>1</u> ）	教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）		合計	668（ <u>31</u> ）
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>401</u>																												
議会の事務部局	<u>4</u> （2）																												
選挙管理委員会の事務部局の項（略）																													
監査委員の事務部局	3（ <u>3</u> ）																												
教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）																													
合計	668（ <u>33</u> ）																												
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>402</u>																												
議会の事務部局	<u>3</u> （2）																												
選挙管理委員会の事務部局の項（略）																													
監査委員の事務部局	3（ <u>1</u> ）																												
教育委員会の事務部局の項～公営企業の事務部局の部（略）																													
合計	668（ <u>31</u> ）																												

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年4月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 職員定数を改めます。

所属名	改正後	改正前	増員理由
議会の事務部局	4	3	課員の増員によるもの
監査委員の事務部局	3（兼任3）	3（兼任1）	兼任職員の増員によるもの

（第2条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

（附則関係）